

議案第八九条

三朝町災害対策本部条例制定について

三朝町災害対策本部条例を、別紙のとおり制定する
ものとする。

昭和三十一年九月二十日提出

三朝町長 坂出雅巳

昭和卅八年九月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町災害対策本部条例

(目的)

第一条 この条例は災害対策基本法(昭和三十六年法律第三十号)第三十三条や六項の規定に基づき三朝町災害対策本部に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し所部の職員を指揮監督する。

2. 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3. 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第三条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

(雜則)

第四條

又部に屬すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
又部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに當る。
又部長は部の事務を掌理する。

前各條に定めるもののほか、災害対策本部に關し必要なる事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は公布の日から施行する。